平成２９年（フ）第１２３号
大阪府八尾市長池町４―34　藤村方、住民票上の住所大阪府八尾市長池町４丁目96番地の３
破産者　藤村　和彦
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１７号
大阪府豊中市小曽根４丁目18番９号
破産者　フローリスト花晨こと　宮添　福和
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９９号
大阪府交野市私部６丁目40番28号
破産者　尾崎　貢二
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７６９号
大阪市城東区放出西２丁目11番13号　メゾン・ド・フルールⅢ102
破産者　河野　健二
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８２８号
大阪府門真市上島町30番25号　第一市川マンション206号
破産者　河野右脳能力開発センターこと　河野　京三
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３２号
大阪府枚方市高田２丁目７番１―302号
破産者　殿所　崇宏
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９６４号
大阪府豊中市岡町南３丁目４番14号　103号、前住所大阪府吹田市南吹田３丁目13番10―406号
破産者　サロン・ド　ミエことサロン・ド・ミエこと　吉田　正美
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０５１号
大阪市東淀川区東淡路４丁目14番24号　プリムヴェール　601号
破産者　ＩＤＥＡＬこと　戸崎　高志
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１１０号
大阪市此花区酉島１丁目17番５―711号
破産者　江口久美子
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１１７号
大阪府交野市私市１丁目29番16号
破産者　池見　正子
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１６２号
大阪府八尾市東山本町５丁目１番17―206号
破産者　松原　　圭
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２号
大阪府松原市天美東７丁目12番５―727号、前住所大阪府松原市天美南２丁目127番地の１（103号）
破産者　Ｉ　ｔｒｕｓｔこと　磯口　　譲
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
兵庫県西宮市樋之池町19番26―102号
破産者　滝　　春美
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５３号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目34番23号、前住所兵庫県西宮市甲子園四番町５番25号
破産者　松井　良雄
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３号
広島市佐伯区五日市中央１丁目３番10―101号、申立時の住所山口県岩国市山手町１丁目２―10
破産者　ＯｏＮＡＧＨこと　小田　浩子
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８号
広島市西区己斐本町２丁目９番６―1105号
破産者　浜田　優介
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５６号
広島県東広島市黒瀬楢原東２丁目15番７号、開始決定時の住所広島県東広島市西条町大沢681番地
破産者　土井小百合
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６号
岩手県九戸郡野田村大字野田第13地割67番地の１
破産者　障子上うめ子
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部